



みなみの風

南の風はあたたかい

Vol.5

2012年3月

Minami Lounge Information

外国人入国管理制度が変わりました

行政からのお知らせ



新たな証明書の名称	現在の在留資格	現在もっている「外国人登録証」の有効期間	手続きおよび交付場所、問合せ先
特別永住者証明書	特別永住者の方	「次回確認（更新）申請期間」に表示された誕生日まで （16歳未満の方は、16歳の誕生日まで）	南区役所
在留カード	永住者	2015年7月8日まで （16歳未満の方は、上記期日より早い16歳の誕生日まで）	入国管理局
	永住者以外の方	在留期間満了の日まで （16歳未満の方は、上記期日より早い16歳の誕生日まで）	
新たな証明書なし （旅券の常時携帯義務あり）	短期滞在の方 在留資格なしの方	2012年7月9日の法施行と同時に失効 （2012年10月8日までに入国管理局に返却）	入国管理局

※有効期間内で在留期間更新等の許可を受けると、新しく在留カードが交付されますので、新制度になったからといって直ちに在留カードへの切替を行う必要はありません。詳しくは下記HPをご参照ください。

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00049.html

※「特別永住者証明書」または「在留カード」の交付対象以外の方は、2012年7月9日以降、住所に関する証明書や印鑑登録が抹消されますので、在留資格の変更または在留期間の更新を手続き中の方は、至急南区役所に届け出をしてください。

※今回の法改正により、「特別永住者」と「在留カード」を持っている外国人も住民登録の対象となります。2012年7月9日以降、横浜市から他の市町村へ転出する場合は、南区役所に転出届を出して、「転出証明書」をもらったうえ、新しい住所の転入手続きをしなければなりません。（横浜市内の移動は転出届は不要です。）

※2012年5月中旬頃、「仮住民票」を作成して、皆さんに郵送します。住民票に記載される内容を確認してください。氏名欄には、全部ローマ字表記になりますが、中国・韓国の方で漢字表記を希望する場合、日本の常用漢字であれば、併記できます。



知ってお得南区スポット

～第22回南区桜まつり

南区は中央を流れる大岡川を7つの丘が囲み、歴史的文化的財が多数残され、下町情緒豊かな地域です。毎年3月桜の季節になると、大岡川沿いはお花見客でにぎわいを見せています。それに合わせて区役所では「桜まつり」を開催します。桜のライトアップも堪能できます。

日時：3月31日(土曜日) 10:00～15:00

場所：①南区役所・南センター・横浜商業高校エリア ②大岡川フロムナード

内容：①復興支援イベント、バザー・模擬店、琴と野点、花苗・苗木の配布、お花見カヌー体験、ちびっこバスと風船遊び ②ちびっこパレードと民謡流し



ラウンジからのお知らせ

みなみラウンジでは、多文化子育てを応援します。外国につながる子どもやその親、あるいは外国人と交流したい日本人の親子の皆さん、是非ご注目をください。

①外国人ママの会

風習の違いなどから育児の不安を抱える外国籍の母親や妊婦同士がネットワークをつくり、孤立することなく子育てできる環境づくりを推奨するために、南区福祉保健センターこども家庭支援課主催で行われる外国人向け育児講座です。

2011年度は3回開催し、日本舞踊・お月見団子・折り紙で雛まつりを行いました。



2012年度の内容についてご関心のある方は是非みなみラウンジ(電話:232-9544)お問合せください。

②お弁当作りで国際理解

☆子どもがよろこぶお弁当を作ってみませんか？

☆日本人のお母さんと交流しながら、お弁当の作り方を基礎から学びます。

☆作ったあとはみんなで楽しく試食しましょう。

日時：3月16日(金) 10:00～13:00

場所：浦舟複合福祉施設10F

(集合:みなみ市民活動・多文化共生ラウンジ)

費用：材料代500円(保育を頼む人は子ども1人につき200円)

持ち物：エプロン、ふきん、三角巾、タオル、筆記用具

保育・通訳あり。問合せ・申込みはみなみラウンジ(電話:232-9544)に



みなみの風(多言語情報紙)

発行：みなみ市民活動・多文化共生ラウンジ

(略称:みなみラウンジ)

〒232-0024 南区浦舟町3丁目46番地 浦舟複合福祉施設10階

TEL 232-9544(日本語) 242-0888(外国語) FAX 242-0897

相談時間：午前9時～午後5時

休館日：第3月曜日 および年末年始(12月29日～1月3日)